

二級河川 太田川水系河川整備基本方針

平成20年11月

和歌山県

二級河川 太田川水系河川整備基本方針

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1)流域および河川の概要	1
流域の概要	1
治水事業と現状	1
河川利用の現状	2
河川環境の現状	2
(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
河川環境の整備と保全に関する事項	4
河川の維持管理に関する事項	5
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4)主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な流量に関する事項	7

(参考図) 流域図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

流域の概要

太田川^{おおたがわ}は、その源を和歌山県東牟婁郡那智勝浦町^{なちさん}峯山^{みねやま}（標高 879m）と那智山^{なちさん}（標高 883m）に発し、山間部を蛇行しながら流下して出合地先で小匠川^{こたくみがわ}と合流し、その後、中野川^{なかのがわ}・中里川^{なかざとがわ}・庄川^{しょうがわ}・井鹿川^{いじしがわ}等の支川を合わせ、那智勝浦町下里^{しもさと}で熊野灘^{くまのなだ}に注ぐ、幹川流路延長約 25.9km、流域面積 108.3km² の二級河川である。また河口から約 2km 地点の大宮橋までは 1/4,000 程度の緩やかな河床勾配、大宮橋から上流は 1/700 程度の比較的急勾配な河床となっている。また、河口から約 1km は感潮区間となっている。

気候は、黒潮の影響を受け、年平均気温が約 17 と一年を通じて温暖である。また流域の年間降水量は上流の山間部で約 3,700mm、下流の平野部で約 2,500mm となっており、我が国の年平均降水量を大きく上回っている。

太田川流域の約 79% は那智勝浦町に属し、支川小匠川上流の約 21% が古座川町^{こざがわちょう}に属している。流域の地質は、主に砂岩・泥岩^{でいがん}が広く分布し、上流域に火成岩が分布して急峻な山地と谷底平野が形成され、下流部の川筋に砂礫・粘土の沖積層が分布してまとまった平野が形成されている。

流域の土地利用としては、河口の海岸付近まで急峻な山地が迫るため、山地が約 95%、水田・畑が約 4%、宅地が約 1% となっている。

太田川流域が属する那智勝浦町には南紀を代表する温泉「勝浦温泉^{かつらおんせん}」があり、豊富な湯量と絶景の海岸美に恵まれ、生鮮まぐろ水揚げ日本一の勝浦漁港^{かつらぎよこう}で水揚げされた海の幸を供する温泉保養地としても有名である。

上流域では富士山に見える最遠地として知られる妙法山^{みょうほうざん}（標高 749m）の山頂に、県の文化財として指定されている「阿弥陀寺^{あみだじ}の大師堂」がある。

下流域の太田地区にある「大泰寺^{だいたいじ}の薬師如来像」は、かつて一般の拝観が禁じられていた秘仏で、国の重要文化財に指定されている。また「高芝^{たかしば}の獅子舞」は、勇壮で風雅な獅子舞で 350 年以上の歴史をもち、県民俗重要無形文化財に指定されている。

太田川流域の主要な産業は、林業及び農業であり、地域の特産品として色川茶やイチゴなどの栽培が行われている。また、レクリエーションの場としての森林の有効活用が行われている。

治水事業と現状

太田川流域は多雨地域に属するため度々洪水被害を受けている。昭和 14 年、昭和

22年、昭和23年、そして昭和24年と大洪水が続いたことを契機に、昭和33年に洪水から農地を防御することを目的とした農地防災の小匠ダムが支川小匠川上流に建設されている。その後も昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和42年10月の台風34号などの洪水での甚大な被害を受け、河口から2kmまでの区間を対象として護岸等の河道整備が行われてきたが、近年でも、平成13年8月の台風11号で浸水戸数261戸、浸水面積110haに及ぶ被害が発生しており、整備が十分ではなく、今後も洪水被害の軽減を図る必要がある。

河川利用の現状

太田川での河川水の利用については、古くから農業用水として、また、井鹿川合流点の直下流においては、那智勝浦町の水道用水に利用されている。雨量が多い流域であることから、渇水による被害は特に発生していない。

河川空間の利用については、上流部の^{えんまんじこうえん}円満地公園にオートキャンプ場や川遊びのための整備がなされ、親水的な利用が行われている。中流部の深い淵は、夏期には子供の水遊び場となっており、瀬ではアユ釣りが行われる。また、河口部の砂州は、海水浴やキャンプなどのレクリエーションに利用されている。

河川環境の現状

太田川流域の上流部は険しい渓谷を蛇行して流れ、瀬・淵が連続して形成されている。川沿いにはスギやヒノキの人工林とスダジイやウバメガシなどの天然林が分布し、カワガラス、オシドリなどの多様な鳥類の生息場となっている。

中流部は、太田平野を蛇行しながら流下し、河道内には、瀬と淵が連続し、アユ、カワムツ、ウグイ、ハゼ類など多様な魚類の生息場となっている。河岸にはスギやヒノキの人工林、スダジイ、ウバメガシなどの天然林、モウソウチクなどが河畔林を形成し、川幅が広いところでは、礫を主体とした河原が発達してヨシ群落やススキ群落が点在している。また、カワセミ、サギ類、セグロセキレイ、ホオジロ等が生息し豊かな環境が形成されている。

下流部は、下里の町並みが広がり、河口では砂州が発達し、ハマゴウ、ハマボウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植生が見られる他、カワウ、サギ類、コチドリ、シロチドリ、冬に渡来するカモ類などの生息場、アカウミガメの産卵場となっている。太田川と江川の間の中洲には照葉樹林が見られ、付近にはホウライチクの大きな群落がある。また、河岸は河口付近のハマボウ群落の他、エノキなどの河畔林が、ウグイス、メジロなどの生息場となっている。水際にはヨシ群落が分布し、河道にはアユやハゼ類などの魚種が見られ、多様な河川環境を保っている。

沿岸付近はシロウオの生息場となっており、春になると川を上ってくるため河口ではシロウオ漁が始まり風物詩となっている。

太田川の水質については、環境基準A類型（2mg/l以下）に指定され、BOD75%値を

みると全川にわたり約 0.9mg/l (昭和 63 年～平成 18 年の 19 ヶ年の平均値) で良好である。

太田川流域の河川愛護団体としては、現在 6 団体の登録があり、中里地区、庄地区および井鹿地区等において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また河口部のハマボウ群落をはじめとする自然豊かな環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、近年最大の被害が発生した平成 13 年 8 月洪水を考慮し 50 年に一回程度の降雨による洪水から沿川地域を防御することを目標とする。そのため河道の拡幅・築堤、河床掘削および高潮対策による整備を進めるとともに、関係機関と調整しながら流域内の既存施設で洪水調節を行うことにより治水安全度の向上を図る。また太田川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、今後発生が懸念される地震や津波による被害の軽減に努めるとともに、洪水ハザードマップの作成・活用の支援や、洪水氾濫が予想される地区の水防活動や避難活動が円滑に実施されるように、関係機関や地域住民へ氾濫危険情報等の迅速な提供を行う。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水、水道用水として取水されている。近年の農業人口の減少等も鑑み、今後、水利権と水利用の現状把握に努め、適正な水利用に努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の充実を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、関係機関と協力して河川全体として調和を図るものとする。

上流部では、溪流環境の保全に努める。中、下流部で河道内に多く見られる瀬・淵、河畔林、河原などは多様な動植物の生息・生育の場となっており、これらの自然環境の保全に努める。中流部の湾曲部では、露呈した岩盤と瀬や淵などが子供の水遊び場として良好な河川空間を形成しているため、現状のまま保全し、下流部は市街地に位置する区間であるため、人々と川が触れ合う場として水辺環境の保全に努める。

またアユ、ウグイ、ハゼ類等の回遊魚を含めた魚類の移動に配慮し、関係機関と連携し上下流の連続性の確保に努める。

河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2.河川整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び流域内の洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（大宮橋）において1,700m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により400m³/sを調節して河道への配分流量を1,300m³/sとする。

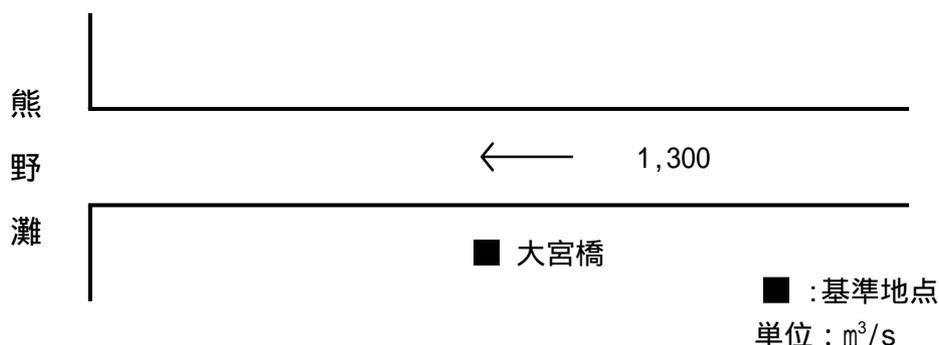
基本高水のピーク流量等一覧表

単位：m³/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
太田川	大宮橋	1,700	400	1,300

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点（大宮橋）において1,300m³/sとする。



太田川計画高水流量図

(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
太田川	大宮橋	2.29	5.73	85

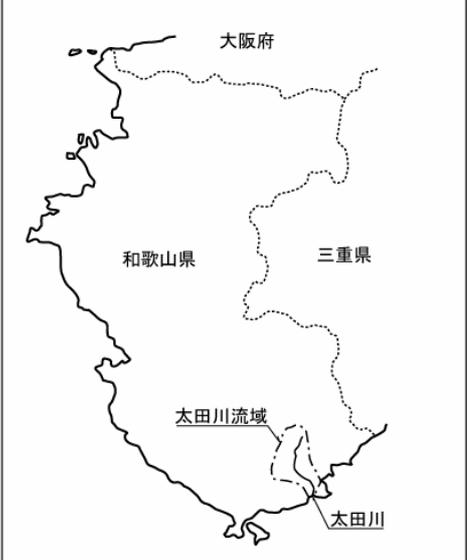
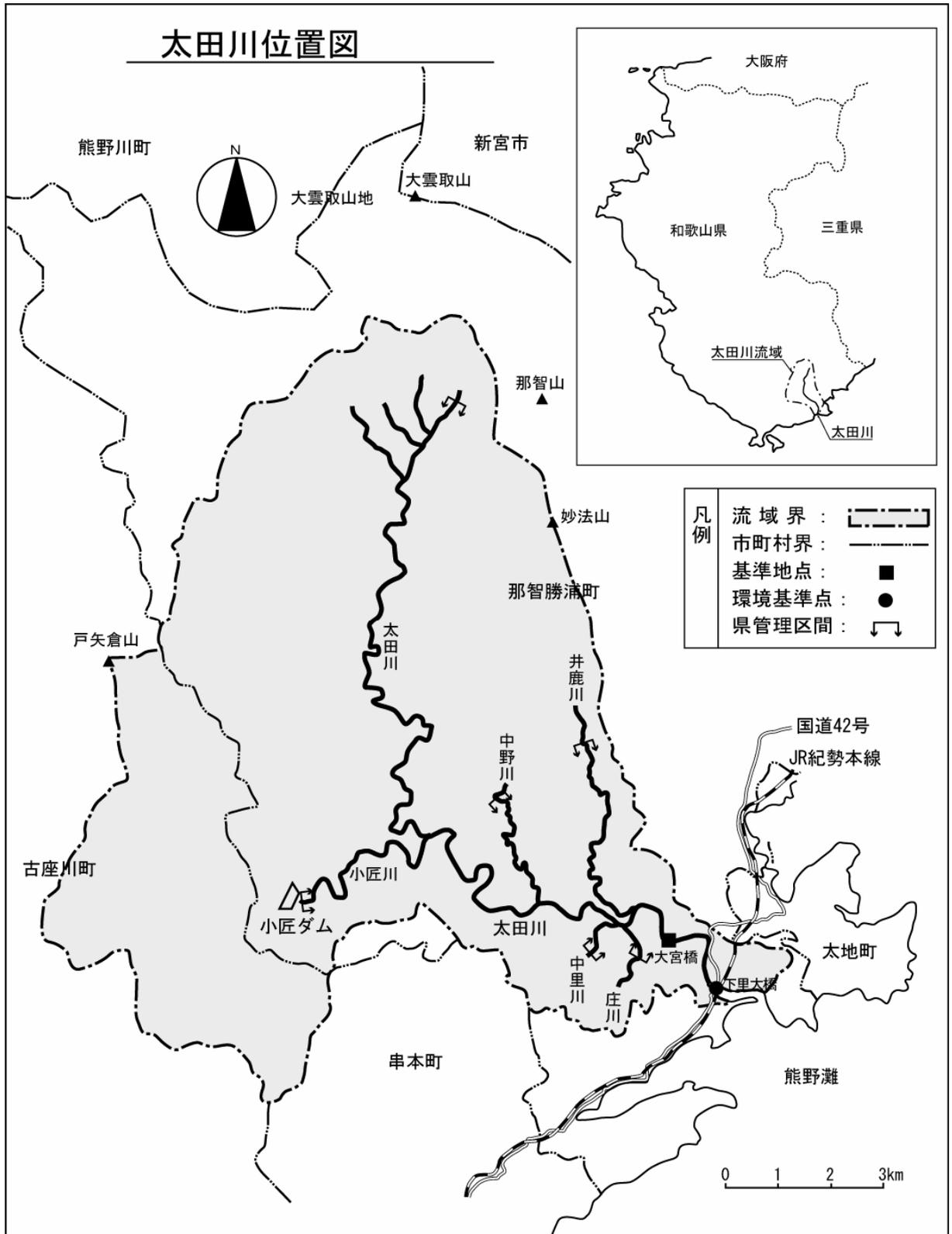
注)T.P.：東京湾中等潮位
(昭和47年水準点成果による)

なお、計画高潮位はT.P.+2.10mとする。

(4)主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な流量に関する事項

太田川での既得水利権は、許可水利として水道用水、慣行水利として農業用水がある。過去、湯水時においても被害は発生していない。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、景観等の観点から総合的に判断のうえ決定し、維持に努めるものとする。

太田川位置図



凡例	流域界 :	
	市町村界 :	
	基準地点 :	
	環境基準点 :	
	県管理区間 :	

0 1 2 3km